



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 地球の温暖化が進み、今年も暑くなりそうですね。建設業など外で仕事をされる方達は熱中症にならないよう、どのように気を付ければよいのでしょうか？

A 年々暑くなり、熱中症になる労働者が増えたため、職場の熱中症対策を強化する「改正労働安全衛生規則」が令和7年6月1日に施行されました。

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の7割が屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

熱中症死亡災害の分析結果

- ① 初期症状の放置・対応の遅れ⇒100件
- ② 発見の遅れ、重篤化した状態で発見⇒78件
- ③ 異常時の対応の不備、医療機関に搬送しない⇒41件

要するに熱中症に対する知識や対策が充分でないために重篤化していると言えます。そこで、熱中症の恐れがある作業を行わせる際は、①緊急時の報告体制や、②症状悪化を防止する措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ作成し、③作業者に周知することを新たに義務づけました。

具体的には、「暑さ指数(WBGT)28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業が対象となります。(※WBGT基準値とは⇒暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと)

これらの対策を怠った場合、事業主には6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科され、安全配慮義務違反で損害賠償責任を問われる可能性もあります。

具体的な対策の例をご紹介します。(厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」より)

熱中予防対策

(1) 作業環境管理

- ・WBGT値の低減のために簡易屋根等を設ける
- ・近隣に冷房を備えた休憩場所を設ける事

(2) 作業管理

- ・作業時間の短縮等
- ・計画的に暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)期間を設けることが望ましい
- ・水分及び塩分の摂取
- ・通気性の良い服装を着用させる
- ・作業中の巡視

(3) 健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応等
- ・日常の健康管理等
- ・労働者の健康状態の確認
- ・身体状況の確認

(4) 労働衛生教育

- ・熱中症の症状
- ・熱中症の予防方法
- ・緊急時の救急処置
- ・熱中症の事例

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

【自覚症状】めまい、筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、高体温等
「意識の有無」だけで判断するのではなく、

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

判断に迷う場合は、安易な判断はさけ、医療機関等に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

⇒熱中症のおそれのある者を発見した場合

⇒作業離脱、身体冷却をし

⇒意識の異常があれば救急車を呼び医療機関へ搬送する(経過観察中は一人にしない)

⇒意識の異常がなければ、水分摂取し経過観察

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980